

ご存知  
ですか？

# 住宅セーフティネット制度

誰もが安心して暮らせる大阪をつくりましょう！

高齢者、障がい者、外国人、生活保護受給者等の入居について、  
**トラブルや事故、滞納の不安はありませんか？**

居住支援法人が緊急連絡先の提供や見守りなど、様々な支援を行い、**家主の不安を解消します！**

高齢者、障がい者、低額所得者、外国人、子育て世帯などの住宅の確保に配慮が必要な方（住宅確保要配慮者）に安心して住まいを確保してもらえよう、民間の空き家・空き室を活用して、これらの方の入居を拒まない賃貸住宅の供給促進を目的に設立された制度を「**住宅セーフティネット制度**」と言います。

住宅確保要配慮者の居住の安定確保のため、以下の①～③にご協力ください。

## ① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅を登録してください。

### 「あんぜん・あんしん賃貸住宅」登録のメリット



|        | 一般住宅   | 共同居住型住宅（シェアハウス）                                |
|--------|--|--|
| 主な登録基準 | 耐震性を有すること  |  |
|        | 住戸の床面積が <b>18㎡以上</b><br>（台所、便所、浴室、収納を有すること）  | 住宅全体の面積：13.5㎡×N（入居者数）+10㎡以上<br>専用居室の床面積：7.5㎡以上 |
|        | ※1戸から登録が可能です。<br>※登録手続きについては、Osakaあんしん住まい推進協議会が代行で入力手続きを行うことも可能です。<br>※ひとりの親世帯向けシェアハウスについては、別途基準を設けています。<br>※詳しくは、大阪府 都市整備部 住宅建築局 居住企画課（06-6210-9707）までお問合せください。 |  |

## ② 住宅確保要配慮者の住まい探しの相談に応じる「協力店」に登録してください。

### 「協力店」登録のメリット



「あんぜん・あんしん賃貸検索システム」とは、大阪府内にある登録住宅や公営住宅、協力店などの情報を掲載し、詳細な条件で検索できるシステムです。

行政や福祉関係者等にもご使用いただいています。  
大阪府では、「セーフティネット住宅」を「あんぜん・あんしん賃貸住宅」として情報提供しています。

#### ◎協力店の登録方法

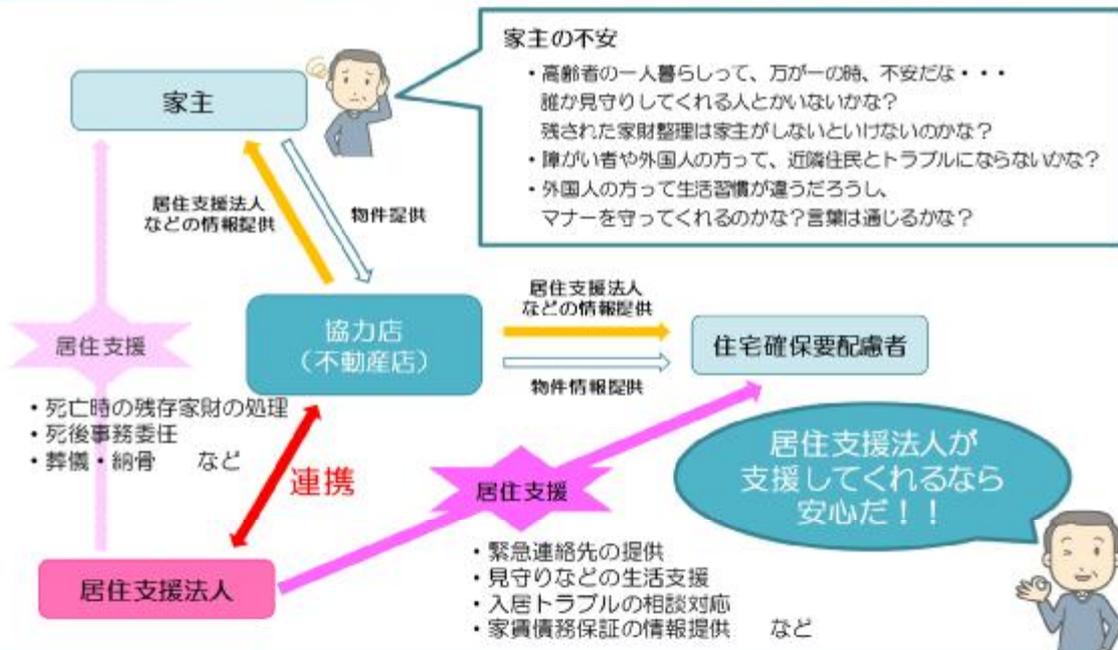
サイト下部の「協力店はこちら」から、または、下記アドレスから登録手続きが可能です。

<http://sumai.osaka-anshin.com/info/partners>



### ③ 居住支援法人と連携し、住宅確保要配慮者の住まい探しにご協力ください。

～居住支援法人と連携体制を整えると住宅確保要配慮者の住まい探しがスムーズに行えます～



#### 居住支援法人とは？

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への入居に関する情報提供・相談や、見守り等の生活支援などの居住支援を行う法人であり、「住宅セーフティネット法」に基づき都道府県が指定しています。



#### <お問合せ先>

大阪府 都市整備部 住宅建築局 居住企画課 TEL：06-6210-9707